

## 尾道市の地域医療を守る条例

(前文)

わたしたちは、生まれ、育ち、学び、働き、やがて老後を迎え人生を終える。

わたしたちが、生涯を通して住み慣れた地域で安心して生活していくためには、必要な時に、必要な医療、保健及び福祉サービスを利用できることが重要である。そのためには、市民が安心できる医療提供体制を継続して確保することが必要である。

本市では、医療機関を中心とした福祉、介護及び保健関係者が連携した市民を支えるケアシステムが構築されており、それぞれの地域の実情に合わせた医療の連携により、安心安全な医療の提供が実施されている。今後、これらの地域医療体制を継続していくためには、より一層の取組が必要とされる。

ここに、将来にわたって市民が安心して医療を受けることができる地域医療を守り、地域、関係機関及び市の連携協働のもとに、市民自らが生涯を通して取り組む健康づくりが定着し、安心して生活できる地域づくり(以下「健康文化の創造」という。)とその確立のため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の地域医療を守り、健康文化の創造とその確立のため、基本理念に基づき、市、医療機関及び市民が果たすべき責務、施策等について定めることにより、将来にわたって市民が安心して医療を受けることができる体制を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 地域医療は、市民が安心して生活していくうえで欠かすことのできないものであることにかんがみ、その地域の実情に合った良好な地域医療体制を構築するため、医療機関、市民及び市が一体となり、地域全体で守らなければならない。

2 健康文化の創造は、良好な地域医療体制のもと、市民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療、保健、福祉及び介護の連携により推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念に基づき、市民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、広島県保健医療計画(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4の規定に基づき広島県が策定する医療計画をいう。)を基本として、地域医療を守るための施策を推進する。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民の健康を推進するための施策を総合的に実施する。

(医療機関の責務)

第4条 医療機関は、基本理念に基づき、県、市と共に地域医療体制の充実を図り、並びに医療機関相互の機能の分担及び業務の連携を図るよう努める。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、地域医療を守るため、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 主治医（日常的な診療、健康管理等を行う身近で信頼できる医師をいう。以下同じ。）を持つこと。
- (2) 診療時間内に主治医を受診し、主治医の指示を受け、安易な夜間及び休日の受診を控えること。
- (3) 医師等医療関係者が限られた体制の中で、市民の命と健康を守る役割を担っていることを理解し、適正な受診をすること。

2 前項に定めるもののほか、市民は、自らの健康の保持増進のため、健康診査、健康づくり事業等を積極的に利用するとともに、良好な生活習慣に留意し、日頃から健康管理に努めるものとする。

(市の基本的施策等)

第6条 地域医療を守るための市の基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 地域の実情に合った、救急医療体制の整備に努めると。
- (2) 広島県、関係医療機関、市民活動団体等との連携を図り、地域医療を守るための施策の推進に努めること。
- (3) 市民に対する適正な受診の推進に関する啓発及び地域医療に関する情報の積極的な提供に努めること。

2 前項に定めるもののほか、市は、健康増進のための施策の充実及び市民、市民活動団体等が行う取組の支援等に努めるものとする。

3 市は、前2項に規定する基本的施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。